

福岡県公報

平成21年1月9日
第2917号

目次

告示(第19号-第33号)

土地改良区の換地計画の適否決定	(農村整備課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	2
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
選挙管理委員会			
福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	(市町村支援課)	6
福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録			

政治団体の設立届	(市町村支援課)	6
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	6
政治団体の解散届	(市町村支援課)	7
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	11
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	11
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	12
監査委員			
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	12
公安委員会			
技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	14
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	15
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	16

告示

福岡県告示第19号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成20年12月19日付けで適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
大新地土地改良区	換地計画書の写し(大新地地区)	平成21年1月9日から平成21年2月9日まで	大任町役場

福岡県告示第20号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 コスタ行橋
- (2) 所在地 福岡県行橋市西泉六丁目2732番3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第21号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 コスタ行橋
- (2) 所在地 福岡県行橋市西泉六丁目2732番3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上穂波東地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成21年1月9日から 平成21年2月9日まで	飯塚市筑穂支所

福岡県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業山川地区日当川・赤山換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めず土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
みやま市	山川町立山	前田	1219	田	827のうち296.3

福岡県告示第24号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成21年1月9日から同年1月29日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 飛鳥建設株式会社
住 所 東京都千代田区三番町2番地
代表者の氏名 代表取締役社長 篠部 正博

2 事業場の名称及び所在地

名 称 飛鳥建設株式会社 西日本土木支社 新津トンネル作業所
所 在 地 福岡県京都郡苅田町上片島小無田1622

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の55に掲げる施設（バッチャープラント）		
能 力	22.5 ^{m³} /h		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成21年3月1日		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成21年3月31日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成21年4月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	間けつ 6時間間隔（1h/サイクル×4サイクル＝4h/日）		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度	5.8～12.0	5.8～12.0
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	5.0	10.0
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	5.0	10.0
	浮 遊 物 質 量(mg/ℓ)	1,000	2,000
	窒 素 含 有 量(mg/ℓ)	5.0	10.0
	り ん 含 有 量(mg/ℓ)	0.5	1.0

汚 水 量(m ³ /日)	4.0	4.0
--------------------------	-----	-----

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	濁水処理設備				
型 式	60 ^{m³} /h角型シクナー				
構 造	鋼製水槽他				
主 要 寸 法	幅27.0m×横8.0m×高さ4.35m				
能 力	1,440 ^{m³} /日				
処 理 方 式	中和+凝集沈殿+脱水設備+砂ろ過				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成21年3月1日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成21年3月31日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成21年4月1日				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続運転				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オン 濃 度	5.8～12.0	5.8～12.0	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	5.0	10.0	5.0	10.0
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	5.0	10.0	5.0	10.0
	浮 遊 物 質 量(mg/ℓ)	1,000	2,000	5.0	10.0
	窒 素 含 有 量(mg/ℓ)	5.0	10.0	5.0	10.0
	り ん 含 有 量(mg/ℓ)	0.5	1.0	0.5	1.0
汚 水 量(m ³ /日)	422	843	422	843	

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	排水口A	
項 目	通 常	最 大
水 素 イ オン 濃 度	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	5.0	10.0

当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量(mg/l)	5.0	10.0
	浮遊物質(mg/l)	5.0	10.0
	窒素含有量(mg/l)	5.0	10.0
	りん含有量(mg/l)	0.5	1.0
	排出水量(m ³ /日)	375	749

福岡県告示第25号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小都市三沢字西中隈3404 - 3 及び3415 - 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市高良内町4490 - 10
中野修治 中野陽子

福岡県告示第26号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市白金町154 - 1 から154 - 11まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市曙町1番地14
株式会社 クラフト
代表取締役 金光 隆一

福岡県告示第27号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市前原駅南2丁目720 - 1、720 - 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1031
山元 博

福岡県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成8年4月8日農林水産省告示第460号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに福岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年6月11日農林水産省告示第889号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年6月11日農林水産省告示第890号（2及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成8年6月11日農林水産省告示第893号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	直 方 線 行 橋	前	行橋市北泉3丁目1492番先 から 行橋市北泉3丁目1490番2 先まで	10.5 ～ 12.9	37.7
			後	同上	10.5 ～ 12.9	37.7
行 橋	県 道	山 口 線 行 橋	前	京都郡苅田町大字上片島 2198番1先から 京都郡苅田町大字上片島 2222番2先まで	7.0 ～ 13.1	121.0
			後	同上	7.0 ～ 13.1	121.0
			後	同上	6.5 ～ 9.0	124.3

福岡県告示第33号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字宮崎字立石753
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字吉野125番地1
坂口 君子

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

平成20年12月22日、福岡県議会議員補欠選挙（宗像郡選挙区）を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

福岡県選挙管理委員会告示第2号

福岡県議会議員補欠選挙（宗像郡選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

- 登録の基準日 平成21年1月29日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成21年2月8日をもって算定するものとする。
- 登 録 日 平成21年1月29日
- 縦 覧 期 間 平成21年1月30日の1日間

福岡県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年11月1日～11月30日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いとう英二後援会	伊藤英二	加藤英知	田川郡香春町大字中津原1121	平成20年11月5日
小池ひろもと後援会	宮國剛司	松浦伸一郎	糟屋郡粕屋町大字原町2	平成20年11月14日
小松新一後援会	小松盛忠	小松礼子	田川郡香春町大字柿下423	平成20年11月5日
こんどう雅幸後援会	近藤雅幸	近藤友里	八女市川犬1012-6	平成20年11月18日
ばば一榮総合後援会	船津壽幸	深町裕二	北九州市門司区梅ノ木町5-6	平成20年11月25日
春田ともあき後援会	春田智明	前田淳	筑紫郡那珂川町中原6-13-21-505	平成20年11月19日
福岡県病院医療問題懇談会	鬼塚俊一	松本直樹	福岡市南区那の川1-5-27	平成20年11月12日
ふじさき光後援会	須崎泉	石田紀生	遠賀郡岡垣町鍋田1-1-18	平成20年11月28日

(8団体)

福岡県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年11月1日～11月30日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県薬剤師会支部	会計責任者	金岡正蔵	藤野哲朗	平成20年11月20日	平成20年11月20日

民主党福岡県第5区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月11日
	公職の種類	衆議院議員			
民主党福岡県第10区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月10日
	公職の種類	衆議院議員			
民主党福岡県第8区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月13日
	公職の種類	衆議院議員			
民主党福岡県第4区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月19日
	公職の種類	衆議院議員			

(5団体)

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区木屋瀬1-25	北九州市八幡西区大字笹田916-1	平成20年11月1日	平成20年11月5日
きいたかし会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月10日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	城井 崇、衆議院議員			

城井たかし政策研究会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月10日
	公職の種類	衆議院議員			
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	城井 崇、衆議院議員			
きいたかしを支える会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月10日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	城井 崇、衆議院議員			
九州電力労働組合政治活動委員会福岡支部	会計責任者	佐野 康二	石堂 高大	平成20年11月17日	平成20年11月18日
楠田大蔵と日本を変える会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月11日
	公職の種類	衆議院議員			
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	楠田大蔵、衆議院議員			
敬政会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成20年10月1日	平成20年11月19日
	公職の種類	衆議院議員			
	公職の候補者の氏名及び公職の種類	古賀敬章、衆議院議員			
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体		

大 蔵 会	公 職 の 種 類	衆議院議員			平成20年10月1日	平成20年11月11日
	公職の候補者の氏名及び 公 職 の 種 類	楠田大蔵、衆議院議員				
高 宮 か ず ひ ろ 後 援 会	主たる事務所の所在地	宗像市野坂2173 - 1	宗像市原町2099 - 8		平成20年11月1日	平成20年11月7日
日 本 薬 業 政 治 連 盟 福 岡 県 支 部	会 計 責 任 者	古 賀 一 利	牛 之 濱 貴 正		平成20年11月1日	平成20年11月5日
福 岡 県 藤 井 基 之 薬 剤 師 後 援 会	会 計 責 任 者	金 岡 正 蔵	藤 野 哲 朗		平成20年11月20日	平成20年11月20日
福 岡 県 薬 剤 師 連 盟	会 計 責 任 者	金 岡 正 蔵	藤 野 哲 朗		平成20年11月20日	平成20年11月20日
南 筑 後 農 政 連	会 計 責 任 者	坂 口 一 八	田 中 哲 雄		平成20年10月6日	平成20年11月21日
宗 像 薬 剤 師 連 盟	代 表 者	安 東 恵 津 子	井 野 博 文		平成20年11月10日	平成20年11月14日
山 本 剛 正 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体		平成20年10月1日	平成20年11月13日
	公 職 の 種 類	衆議院議員				
	公職の候補者の氏名及び 公 職 の 種 類	山本剛正、衆議院議員				

(15団体)

福岡県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年11月1日～11月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
白 石 富 雄 後 援 会	平成20年10月31日	平成20年11月14日
日 本 と ア ジ ア を よ く す る 会	平成20年11月18日	平成20年11月18日
日 南 利 幸 後 援 会	平成20年10月31日	平成20年11月4日

安丸典信後援会	平成20年11月20日	平成20年11月20日
---------	-------------	-------------

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の

受付期間 平成20年11月1日～11月30日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
近藤雅幸	八女市議会議員	こんどう雅幸後援会	八女市川犬1012-6	近藤雅幸	平成20年10月1日	平成20年11月18日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成20年11月1日～11月30日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
香月耕治	北九州市議会議員	香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区木屋瀬1-25	北九州市八幡西区大字笹田916-1	平成20年11月1日	平成20年11月5日
高宮和廣	宗像市議会議員	高宮かずひろ後援会	主たる事務所の所在地	宗像市野坂2173-1	宗像市原町2099-8	平成20年11月1日	平成20年11月7日
中屋大介	大牟田市議会議員	なかや大介後援会	公職の種類	大牟田市議会議員	衆議院議員	平成20年11月17日	平成20年11月20日

(3団体)

候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

福岡県選挙管理委員会告示第8号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指
定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成20年11月1日～11月30日
法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体指定取消しの届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
日 南 利 幸	宗 像 市 議 会 議 員	日 南 利 幸 後 援 会	日 南 利 幸	平成20年10月31日	平成20年11月4日
安 丸 典 信	大 刀 洗 町 議 会 議 員	安 丸 典 信 後 援 会	安 丸 典 信	平成20年11月20日	平成20年11月20日

(2団体)

監 査 委 員

監査公表第15号

保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所に
ついて実施した公営企業定期監査結果の報告（平成20年9月22日20監総第293号）に基
づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199
条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年1月9日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文
同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 野 田 栄 市

20 健 第3249号
20 医指 第2155号
平成20年11月25日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文 殿
同 進 谷 庸 助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 野 田 栄 市 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成20年9月22日20監総第293号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
健康増進課	太宰府病院に係る医療費の過年度未収金については、一層の徴収努力が求められ、今後、債務者ごとの債権管理を適切に行うとともに、徴収方を検討する必要がある。	太宰府病院に係る過年度未収金につきましては、健康増進課において、債権管理台帳を再整理し、文書及び電話による催告を行っております。 また、指定管理者との連携により、未収金の回収及び発生防止に努めて参ります。 今後、より効果的な徴収方策について、検討して参ります。
医療指導課	移譲された4病院（朝倉、遠賀、柳川、嘉穂病院）に係る医療費の過年度未収金については、一層の徴収努力が求められ、今後、債務者ごとの債権管理を適切に行うとともに、徴収方を検討する必要がある。 また、平成19年4月に移譲された柳川、嘉穂病院の診療報酬請求事務については、6月以降に返戻されてきたレセプトの再請求が未処理の状況であるため、早急に処理する必要がある。	移譲した4病院に係る過年度未収金につきましては、医療指導課において、債権管理台帳を再整理し、文書及び電話による催告を行っております。今後、より効果的な徴収方策について、検討して参ります。 また、レセプト請求等に係る事務は、専門的な知識を要することから、平成20年9月に専門業者へ委託し、処理を進めております。
健康増進課及び医療指導課	移譲された朝倉病院に係る医療訴訟事件の弁護士費用及び賠償金等については、病院賠償責任保険から補填されることとなっているが、その保険金41,995,136円の請求がなされていないので、早急に請求する必要がある。	平成20年6月に保険会社へ請求し、7月に保険金の全額が振り込まれております。 今後は、請求手続きが遅延することのないよう、複数の職員で確認を行って参ります。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成21年1月9日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る免許の種類

- (1) 大型自動車第二種免許（大型二種）
- (2) 中型自動車第二種免許（中型二種）
- (3) 普通自動車第二種免許（普通二種）
- (4) 大型自動車免許（大型）
- (5) 中型自動車免許（中型）
- (6) 普通自動車免許（普通）
- (7) 大型自動二輪車免許（大自二）
- (8) 普通自動二輪車免許（普自二）
- (9) 大型特殊自動車免許（大特）
- (10) 牽引自動車免許（牽引）

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	場 所	審査項目
ア 平成21年2月9日（月曜日） 午前9時00分～午後3時00分	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 「福岡県指定自動車学校協会」	知 識
イ 平成21年2月10日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分		
平成21年2月12日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	久留米市上津町2192 「久留米自動車学校」	技 能

平成21年2月13日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	北九州市門司区大字畑120 「アイルモータースクール門司」	技 能
------------------------------------	----------------------------------	-----

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	22,450円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	24,700円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	20,500円	
大自二、普自二、大特、牽引（以下「特定第一種」という。）	14,100円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成21年2月2日（月曜日）までの（福

岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成21年2月2日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型二種、中型二種、普通二種に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円

備考

1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずるものとする。

別表2

免除される審査細目	大型、中型に係る額	普通に係る額	特定一種に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円	6,750円	2,250円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考

ア 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては14,950円、「普通車」にあつては11,650円、「特定第一種」にあつては4,650円を減ずるものとする。

イ 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては4,600円、「普通車」にあつては4,100円、「特定第一種」にあつては4,600円を減ずるものとする。

ウ 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては23,950円、「普通車」にあつては19,700円、「特定第一種」にあつては13,300円を減ずるものとする。

福岡県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に

より告示する。

平成21年 1月 9日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年 1月30日 (金) 午前10時から午後 5 時までの間

(2) 講習の場所

北九州市八幡西区光明 1 丁目 6 番 6 号 折尾警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10 : 00 ~ 15 : 30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15 : 30 ~ 16 : 30	講習結果に対する考査
16 : 30 ~ 17 : 00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書 2 通に所定の事項を記入し、写真 (申込み前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの) 2 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申込みすること。
- (2) 上記申し込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料 6,800 円 (福岡県領収証紙) を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具 (ボールペン)、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第 5 号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第 6 号) 第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令 (昭和33年政令第33号) 第 5 条の 8 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 1月 9日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年 1月29日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30	八女郡黒木町大字桑原248番地 1 黒木警察署 会議室	黒木警察署
平成21年 1月30日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 30	筑紫野市上古賀 1 丁目 1 番 1 号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
平成21年 1月30日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 30	北九州市小倉南区若園 5 丁目 1 番 6 号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書 2 通に所定の事項を記入し、写真 (申込み前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの) 2 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申込みすること。
- (2) 上記申し込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料 3,000 円 (福岡県領収証紙) を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の 2 日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。

(6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています